

令和8年度紫波町公共ライドシェア運転者採用試験

募集案内

紫波町役場 企画総務部 企画課 総合政策係
〒028-3392 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1
電話 019-672-2111 (内線 2310)

紫波町公共ライドシェア運転者採用試験を次のとおり行います。この試験は、**令和8年4月～令和9年3月**の期間で採用予定の公共ライドシェアを運行する運転者を決めるために行うものです。

この試験は、タクシー等の一般乗用旅客運送事業に従事する場合に必要な第二種運転免許を取得していない方も受験が可能です。

1 試験職種及び採用予定人員

試験職種	採用予定人員	主な勤務先	職務内容
公共ライドシェア 運転者 (パートタイム雇用)	若干名	紫波町	・公共ライドシェアの運転者として、有償旅客運送を行う。 ・車両は、町が公共ライドシェアの運行管理、車両整備管理等の業務を委託する運行事業者が保有する車両を使用する。

2 受験資格

試験職種	受験資格
公共ライドシェア 運転者 (パートタイム雇用)	次の(1)～(6)の資格を満たす者 (1)町内に在住または在勤している者 (2)令和8年4月1日時点で20歳以上70歳未満の者 (3)普通自動車第一種運転免許(AT限定可)または普通自動車第二種運転免許(AT限定可)を取得後1年以上経過し、過去2年以内に免許停止処分がない者 (4)持病を持っている、病院で処方された薬を服用しているなど、医師や薬剤師から自動車の運転を控えるよう指導がされていない者 (5)外国人の場合は、日常的な場面で使われる日本語を理解し、話すことができる者 (6)既に他の会社に雇用されている場合、その会社の就業規則で副業を行うことが認められている者

※次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員である者

3 受付期間

令和8年3月9日（金） から 令和8年3月19日（木） 12時00分まで

4 受験手続

(1) 履歴書の入手

- ① 町ホームページ (<https://www.town.shiwa.iwate.jp/>) 内の「紫波町公共ライドシェア運転者採用試験」にアクセスする。
- ② 履歴書 (Excel ファイル) をダウンロードしてください。

(2) 受験申込（書類提出）

次の書類をメールまたは郵送により 令和8年3月19日（木） 12時00分までに企画総務部企画課総合政策係へ提出してください。

① 履歴書

(1) で入手した履歴書に必要事項を入力し、顔写真を貼付してください。

② 運転免許証の写し

履歴書と併せて運転免許証の表面及び裏面の写しを提出してください。

5 試験の概要

試験	試験方法	日時・内容等（予定）	会場
第1次試験	書類選考	受験申込時に提出された履歴書による書類選考	—
第2次試験 (第1次試験合格者のみ)	人物試験	令和8年3月下旬 個別面接	紫波町役場

6 合格発表

試験	発表予定時期	発表方法
①第1次試験	令和8年3月中旬	受験者全員にメールまたは郵送で合否を通知します。
②第2次試験	令和8年3月下旬	

※合否の理由等については、お答えできませんので、ご了承ください。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者には、就職の意思等を確認するため、確認書を送付します。指定期日までに必要事項を記入し提出されたのち、本人の意思等が確認できた場合は、原則として令和8年4月1日（水）に採用されます。

ただし、受験資格がないこと、履歴書の記載事項が正しくないことが明らかになった場合または採用されるまでの期間に法律違反等の不適切な行動があった場合は、採用を取り消すことがあります。

- (2) 確認書を提出した方は、公共ライドシェアの運行事業者と雇用契約を締結していただきます。

8 給与

(1) 給与単価

時給 1,200 円 (19 時 00 分～22 時 00 分)

時給 1,500 円 (22 時 00 分～24 時 00 分) ※深夜単価

【給与計算例】

19 時 00 分～24 時 00 分 (5 時間) 勤務した場合

・ 1,200 円 × 3 時間 = 3,600 円 (19 時 00 分～22 時 00 分)

・ 1,500 円 × 2 時間 = 3,000 円 (22 時 00 分～24 時 00 分)

計 = 6,600 円

(2) 給与の締め日・支払日

月末締めの翌月払いになります。

9 雇用について

採用者には、公共ライドシェアの運行事業者と雇用契約を締結していただきます。町との雇用契約ではありませんのでご注意ください。

なお、現時点で運行事業者は未定です。後日、運行事業者が決定しましたらお知らせいたします。

10 公共ライドシェア実施期間・勤務日数

(1) 公共ライドシェア実施期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日のうち土、日、祝前日、お盆期間、年末年始等の計 121 日間の予定です。

(2) 勤務日数

上記実施期間のうち、シフトを割り当てられた日数になります。

※勤務日数については、採用者の希望を考慮しながら、勤務シフトを編成します。

11 勤務時間

19 時 00 分～24 時 00 分

※就業前・就業後の点呼等の時間を含みます。

※運行状況に応じて、時間外勤務が発生する場合があります。

12 運行エリア

紫波郡内 (発地は紫波町内、着地は紫波町及び矢巾町内)

13 待遇・福利厚生・その他

(1) 待遇・福利厚生

- ・出勤日は、上記勤務地に出勤し、点呼を行った後、公共ライドシェアの運行業務に従事していただきます。なお、勤務地までの交通費は自己負担となります。
- ・公共ライドシェアの運行業務にあたっては、運行会社が保有する車両を使用しますので、ガソリン代等の必要経費はすべて運行会社が負担します。
- ・運行業務に従事する際は、サンダルやハイヒールなど運転に適さない履物、乗客を不快に感じさせる恐れがある服装はご遠慮願います。服装の例は、採用後にお示しします。
- ・運行会社はライドシェア用の任意保険に加入していますので、万が一事故が発生した場合はその保険が適用されます（ただし、運転者に重大な過失があった場合はその限りではありません）。
- ・事故やトラブル等が発生した場合は、運行会社による全面的なサポートが受けられます。

(2) 研修・講習

- ・令和8年4月第1週に、運転者と乗客の安全を担保するための乗務に必要な知識や車両に搭載されている機器の操作等についての事前研修を行いますので、採用者は受講をお願いします。日程や詳細については、後日お知らせします（事前研修の受講に係る給与は発生しません）。
- ・公共ライドシェアの運転者は、法定の国土交通省大臣認定講習を受講する必要があります。以下のとおり講習が開催されますので、採用者は必ず受講をお願いします（受講料は運行会社が負担します）。

【日程】令和8年4月27日（月）13時40分～17時00分（予定）

【会場】紫波中央自動車学校（〒028-3304 紫波町二日町西七久保 66 番地1）

※過去に上記講習を受講し、修了証の交付を受けている場合は、受講は不要です。

(3) その他

- ・使用する車両には、カーナビゲーション・システム、運賃計算メーターが搭載されております。
- ・運賃は、運賃計算メーターにより走行距離により応じて自動計算します。また、決済は全てキャッシュレス決済（クレジットカード、交通系 IC カード、QR コード決済 等）とし、車両に搭載された決済端末を使用します。現金の取扱いは行いません。

14 問い合わせ先

採用試験に関する問い合わせについては、紫波町企画総務部企画課総合政策係でお答えします。

〒028-3392

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

紫波町役場 企画総務部 企画課 総合政策係 担当者：武藤

電話：019-672-2111（内線 2310）※受付時間：平日 9 時 00 分～17 時 00 分

E-mail：sougou@town.shiwa.iwate.jp